

第3章 盲・聾・養護学校の支援体制づくりのために

盲・聾・養護学校の特別支援教育コーディネーターは、校内の児童生徒への支援と地域の小・中学校の児童生徒への支援をそれぞれ推進する役割があります。

そのために必要なことは、(1)校内の職員との連携 (2)地域の諸機関との連携 (3)地域の小・中学校との連携関係を推進していくことです。

特別支援教育コーディネーターが、校内外との関係者間を取り結び、支援の絆を紡いでいくためのヒントを掲載しました。

第3章 盲・聾・養護学校の支援体制づくりのために

盲・聾・養護学校の特別支援教育コーディネーターは、

1. 校内の支援体制を作りましょう

- (1) 特別支援教育コーディネーターの仕事を校内の教職員に理解してもらいましょう
- (2) 校内資源リストをつくりましょう
- (3) 相談しやすい体制づくりを目指しましょう

2. 校内の支援体制を構築するために

- (1) 担任と連携しましょう
- (2) 校内分掌組織と連携しましょう
- (3) 校内支援会議（「校内委員会」「ケース会議」）を開催しましょう
- (4) 学校長への報告，連絡，相談に心がけましょう
- (5) 校内研修会を開催しましょう
- (6) 個別の教育支援計画を作成しましょう

3. 地域の小・中学校と連携しましょう。

- (1) 小・中学校のニーズに応えるために
- (2) 目立たないけど信頼感のある存在に — 相互理解と信頼関係を築くために —

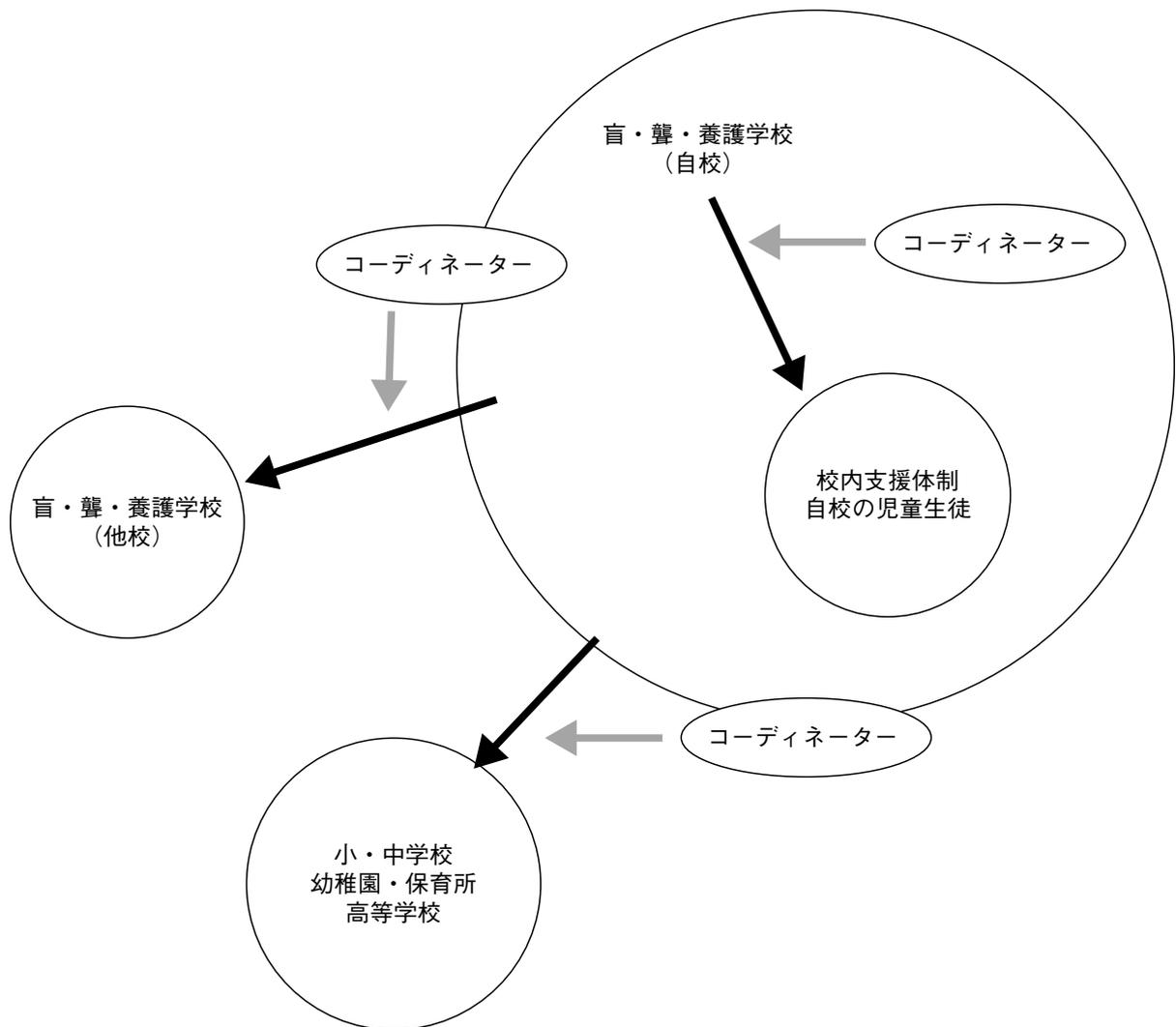
4. 地域の専門機関と連携しましょう

- (1) 盲・聾・養護学校のセンター的機能と特別支援教育コーディネーターの関係
 - (2) 盲・聾・養護学校の特別支援教育コーディネーターを中心とした校内外との関係とネットワーク
 - (3) 資源マップを作ろう
-

盲・聾・養護学校の特別支援教育コーディネーターは、

盲・聾・養護学校の特別支援教育コーディネーターは、盲・聾・養護学校がセンター的機能を担うために、地域の小・中学校の特別支援教育に対する支援が仕事の中心として理解されることが少なくありません。

しかし、盲・聾・養護学校の特別支援教育コーディネーターの役割は、地域の小・中学校だけでなく、それぞれの盲・聾・養護学校に在籍している学校の児童生徒への支援も忘れてはいけません。また、障害種の異なる学校に対する支援も必要となるでしょう。



盲・聾・養護学校の特別支援教育コーディネーターは、

校内の児童生徒への支援，
地域の小・中学校等への支援，
他の障害種の学校への支援の推進役です。

1. 校内の支援体制をつくりましょう

校内および対外的な支援をより円滑に実施するためにも、まずは、校内の体制作りに取り組みましょう。特別支援教育コーディネーターがどのような仕事をしているのかを校内の教職員に理解してもらうこと、また、校内にはどのような人的・物的資源があるのかを特別支援教育コーディネーターが把握することが大切です。

(1) 特別支援教育コーディネーターの仕事を校内の教職員に理解してもらいましょう

特別支援教育コーディネーターの役割がどのようなものか、特別支援教育コーディネーターとして、自分にはどのようなことができるか、どのようなことをしているかを教職員に伝えていくことが大切です。例えば、

【校内の児童生徒への支援に関して】

医療機関との連携の窓口や連絡調整をします。

地域での生活支援の関係者との連携の窓口となります。

【地域の小・中学校からの相談や児童生徒への支援に関して】

地域からの相談の窓口となります。

居住地校等との交流に関する連絡・調整をします。

【専門機関についての情報やつながりに関して】

他の盲・聾・養護学校の情報、地域の専門機関の情報を提供します。

また、必要があれば、それらの機関への相談の橋渡しを行います。

特別支援教育コーディネーター側からアピールすることで、周囲の先生にその存在を知ってもらい、どのようなことをする存在であるかを理解してもらうことができます。また、相談したら何をしてもらえるかが分かり、必要なときに相談しようという気持ちになりやすくなります。

特別支援教育コーディネーターは、校内固めが必要です。

まずは、校内の教職員に、特別支援教育コーディネーターの役割や、特別支援教育コーディネーターとしてどのようなことができるか、どのようなことをしているのかを知ってもらうことが大切です。

(2) 校内資源リストをつくりましょう

校内の児童生徒への支援を行うためにも、また、地域のセンター的機能の推進を図るためにも、特別支援教育コーディネーターは、まず、校内には、どんな技能や資質をもっている教職員がいるのか、また、施設・設備や教材・教具などがどこにどのように配置され、保管されているのかなどを把握しておく必要があります。そのためには、こうした校内にある人的・物的資源の情報を集め、整理した校内資源リストを作っておくと便利でしょう。

例えば、ある養護学校では、自己申告や他者推薦で職員の得意分野を〇〇名人という形でリストアップし、掲示しています。具体的には、〇〇先生はバイオリン演奏名人、〇〇先生は木工名人、〇〇先生はフランス語名人のように掲示されます。このように、職員の趣味や特技、専門性等をリストアップしておくことで、いざ支援が必要な時にすぐに対応することができます。

また、ある養護学校では、どこにどのような教材が保管されているのかをわかりやすく表示しています。例えば、A物品庫には数に関する教材、B物品庫には図形に関する教材が保存されているなど、写真で教材教具とその保管場所が容易にわかるようにしています。教材・教具については、校内での活用状況がわかり、職員間で共用できるメリットがあるうえ、小・中学校からの借用依頼にも対応が容易にできます。

このように、職員の力や、学校で作成された教材・教具を有効に活用するため、まずは校内でリストを作るなどして、人的・物的資源の情報を整理しておくことが大切です。

校内人材リスト

	特徴	所属	氏名
特技	バイオリン演奏名人	〇学部	〇〇 〇〇
	木工制作名人	〇学部	〇〇 〇〇
	フランス語名人	〇学部	〇〇 〇〇
趣味	お菓子づくり名人	〇学部	〇〇 〇〇
	パッチワーク名人	〇学部	〇〇 〇〇
	生け花師範	〇学部	〇〇 〇〇
	手品名人	〇学部	〇〇 〇〇
スポーツ	ゲートボール	〇学部	〇〇 〇〇
	卓球	〇学部	〇〇 〇〇
	ソフトボール	〇学部	〇〇 〇〇
	障害者スポーツ	〇学部	〇〇 〇〇
芸術	ピアノ	〇学部	〇〇 〇〇
	和太鼓	〇学部	〇〇 〇〇
専門性	各教科	〇学部	〇〇 〇〇
	領域	〇学部	〇〇 〇〇
	各資格	〇学部	〇〇 〇〇
	その他	〇学部	〇〇 〇〇

人的・物的資源リストを作りましょう

校内の児童生徒への支援を行うためにも、また、地域のセンター的機能の推進を図るためにも、校内にある人的・物的資源の情報を集め、整理した校内のリストを作ると便利でしょう。

(3) 相談しやすい体制づくりを目指しましょう

特別支援教育コーディネーターに指名された先生は、校内での連絡・調整役として、校内教職員から信頼され、いつでも児童生徒に関わる様々な相談を受けることができるような環境を整備しておく必要があります。

相談しやすい体制をつくるためには、特別支援教育コーディネーターとして、どのような仕事をしているのか、校内にその仕事について伝えるようにしましょう。また、その学校の児童生徒に関するさまざまな相談を受けることを伝えておきましょう。

実際に相談する必要が生じたときに、はじめて相談するのは、相談をする側も相談しにくく、相談を受ける側もする側も対応しにくいものです。日頃から、いつでも相談できる環境を作る必要があります。そのためには、特別支援教育コーディネーターは、在籍している児童生徒とその保護者、校内職員とのつながり作り（関係作り）が重要です。

つながり（関係）をつくるためには、日頃から、児童生徒とその保護者、校内職員とのコミュニケーションをたくさんとっておきましょう。日常的な何気ない会話から、最近気になっていること、児童生徒の様子を聞くだけでもよいと思います。

特別支援教育コーディネーターは、相手の立場に立った相談しやすい環境づくりに努め、相手の話をしっかり、最後まで聞ける態度を養うよう心がけましょう。その際には、プライバシーにも配慮するようにしましょう。

また、特別支援教育コーディネーターは、相談されたときに対応するための情報を持っておく必要があります。つまり、具体的な支援に結びつく人的・物的資源の情報の「引き出し」を持つことです。さまざまな相談に対応するための「引き出し」作りも、特別支援教育コーディネーターに必要なことです。

相談しやすい体制づくりをするために、

- ・ 特別支援教育コーディネーターとしてどのような仕事をしているのか校内関係者に伝えましょう。
- ・ 相手の話をしっかり聞くことができるように心がけましょう。
- ・ 日頃から児童生徒・保護者・校内教職員との関係作りに努めましょう。
- ・ 様々な相談に対応できるように、体制作りや支援資源の情報を整理をしておきましょう。

2. 校内の支援体制を構築するために

(1) 担任と連携しましょう

通常、児童生徒への支援は、担任が行いますが、特別支援教育コーディネーターは、担任だけでは解決できない課題や担任が気づいていない課題について、把握し適切な支援ができるように配慮する必要があります。

担任だけでは対応が難しいさまざまな課題に対応するためにも、その児童生徒についてよく知っている担任と十分な連携をとる必要があります。

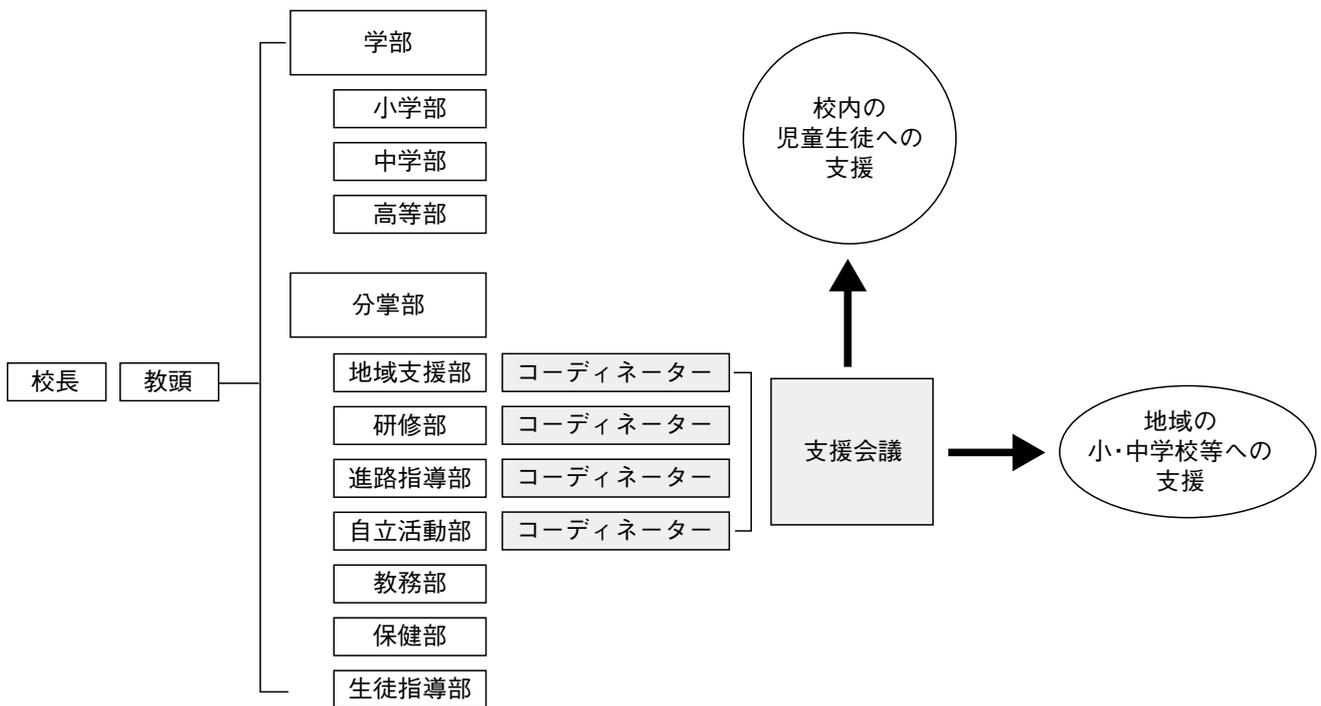
そのためには、日ごろから担任と気になる児童生徒の様子等について情報交換をする等、連携協力できる関係を構築しておきましょう。

その他、特別支援教育コーディネーターは、必要に応じて、校内支援会議等での支援の検討を推進するとともに、その結果などを基にして、担任に対して、具体的な指導方法や対応の仕方について助言することもあるでしょう。

(2) 校内分掌組織と連携しましょう

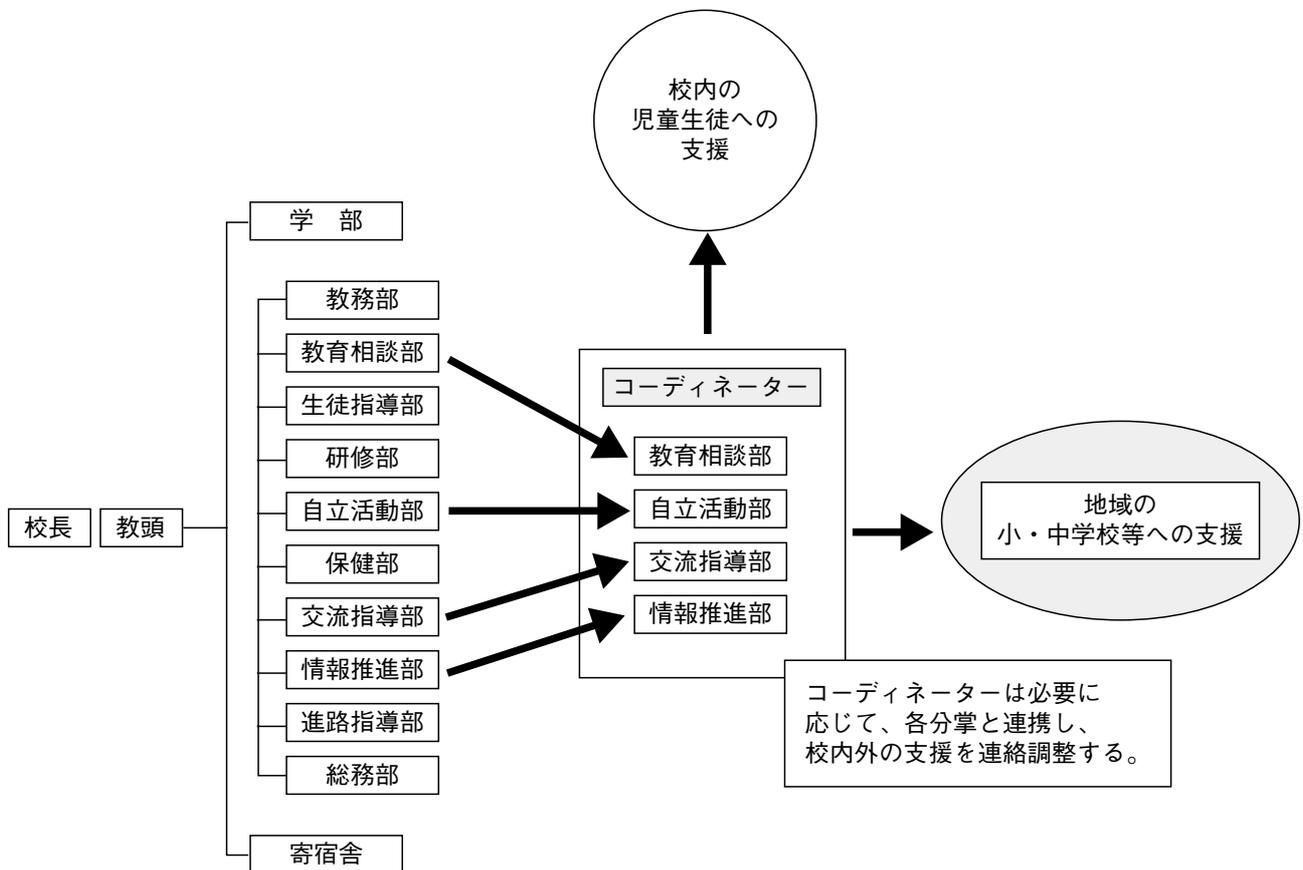
盲・聾・養護学校では、学校に1名の特別支援教育コーディネーターが指名されているところと、特別支援教育コーディネーターが様々な分掌に分かれて複数指名されているところがあります。

例えば、ある養護学校では、地域支援部、研修部、進路指導部、自立活動部等に特別支援教育コーディネーターが1名ずつ指名されています。それぞれの特別支援教育コーディネーターは、各分掌の仕事を担いつつ、また、分掌間をまたがる関連業務の連絡・調整を行い、校内での連携を進めながらチームでの課題解決を図っています。



1名の特別支援教育コーディネーターが指名されている盲・聾・養護学校においては、特別支援教育コーディネーターが全ての課題を一人で対応できるとは限りません。

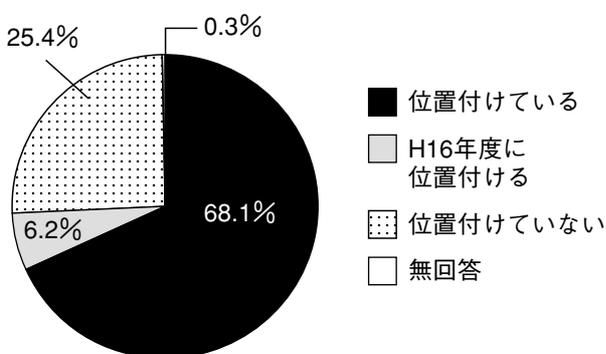
こうした学校の特別支援教育コーディネーターは、日常から学校内の組織として存在する、校内分掌組織や校内のさまざまな委員会とも連携協力していく必要があります。



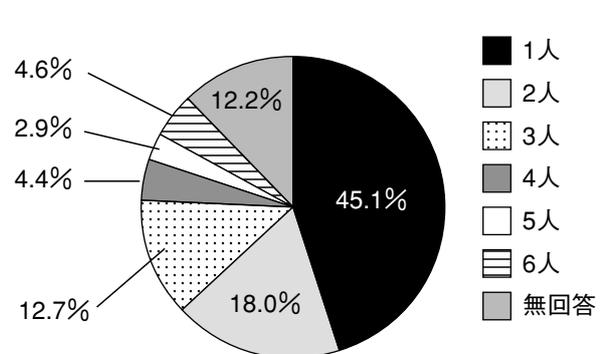
【特別支援教育コーディネーターの指名の状況】

盲・聾・養護学校では、特別支援教育コーディネーターの指名はどのように行われているのでしょうか。

国立特殊教育総合研究所のプロジェクト研究「特別支援教育コーディネーターに関する実際研究」チームが行った調査から、特別支援教育コーディネーターの指名状況を紹介します。



特別支援教育コーディネーターを指名している学校の割合



指名している特別支援教育コーディネーターの人数

盲・聾・養護学校では、特別支援教育コーディネーターが全体のおよそ3分の2の学校で指名されています。また、その約半数の学校では、複数の特別支援教育コーディネーターが指名され、全体の約30%が2名～3名の指名で、4名以上が約24%の割合で、12名の指名が最も多い回答となっています。(平成17年2月調査)

(3) 校内支援会議（「校内委員会」「ケース会議」）を開催しましょう

校内体制での具体的支援を検討するために、校内支援会議（「校内委員会」「事例会議」等）を開催することが必要です。この運営を推進するのも特別支援教育コーディネーターの役割と考えられます。

校内支援会議のメンバーは、学校長、教頭、養護教諭、生徒指導主事、担任等で構成されることが一般的ですが、児童生徒の実態や課題の在り方によって異なります。いずれにしても、どのような支援を進めていくかを具体的に検討していけるような場をもつことに意義があります。

そのためには、まず、校内支援会議の意義や必要性について理解してもらう必要があるでしょう。

校内支援会議の意義と役割】

児童生の教育を進めるためには、学校の全ての教職員の共通理解の下で、校内の協力体制を構築し、また、学校外の関係機関との連携協力が必要です。

盲・聾・養護学校では、多くは、専門性の高い担任により指導されていますが、課題によっては、担任だけでは難しい場合もあります。そのような場合には、学校の全ての教職員の理解の下、校内の協力体制によって支援を行う必要があります。また、医療的ケアの必要な児童生徒への対応等医療機関や福祉機関との連携・協力、学校外の専門家による指導・助言に基づく支援の実施など全校体制での検討を行うことが大切です。校内支援会議は、こうした児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応した支援を行うために必要となります。

さらに、障害のある児童生徒一人一人を生涯にわたって支援する視点から、教育、医療、福祉等の関係機関との連携による効果的な支援を実現させるための「個別的教育支援計画」の策定について、校内支援会議で検討がなされることとなります。

【校内支援委員会の組織の作り方】

校務多忙な中で、新たに校内支援会議を開催することに疑問を抱く教職員もいるかもしれません。既存の組織を活用し対応することも考えられます。

また、新たに校内支援会議を組織する場合、管理職とも十分に相談し、職員の理解を得て、校内支援委員会を機能させる必要があります。

(4) 学校長への報告，連絡，相談に心がけましょう

特別支援教育コーディネーターの諸活動は，権限で行う仕事ではなく，情報とネットワークを活用して行う活動です。具体的な支援に向けて，情報を収集・整理し，関係者間を連絡・調整し，その実施を推進することが特別支援教育コーディネーターの役割です。

支援を実施するための校内教職員への具体的な役割の依頼，学校と他機関との連携は，学校長の指示の下で行うことが必要です。

したがって，特別支援教育コーディネーターの指名を受けた教員は，常に，学校長とのコミュニケーションが重要となります。

【報告・連絡・相談】

特別支援教育コーディネーターは，自分ひとりで課題を解決するのではなく，校内外の関係者と連携・協働して「学校全体の仕事」として考える必要があります。

そのためには，学校の責任者である学校長に校内外で発生している課題等について，常に報告・連絡・相談（「ほう・れん・そう」）するようにしましょう。校内外におけるさまざまな課題について，学校長が把握していないことのないように心がけましょう。

(5) 校内研修会を開催しましょう

「特別支援教育」は，これまでの「特殊教育」の知見と実践の上に積み上げられる教育ですが，これまでに特殊教育が培ってきた教育的資産を継承するだけでなく，教育の考え方や社会の変化，科学技術の進歩等に伴う新たな知識や技能が必要となっています。

盲・聾・養護学校のセンター的な機能を一層充実させるためにも，これまで対象としなかったLD・ADHD等の知識や技能が必要になります。また，個別の教育支援計画等，特別支援教育を支える仕組みについても学ぶ必要があります。特別支援教育コーディネーターは，研修部などの他の校内分掌と連携し，校内研修会の開催等，研修の充実に向けて取り組む必要があるでしょう。

【研修の必要性】

特別支援教育構想では，盲・聾・養護学校を特殊教育についての専門的な資源として位置付けています。また，学校の施設・設備だけでなく，盲・聾・養護学校の教員は，その免許状等により，障害に関する専門性を担保していると言われていています。しかし，社会の変化，技術革新などの新しい流れに，対応していくためには，研修が不可欠です。

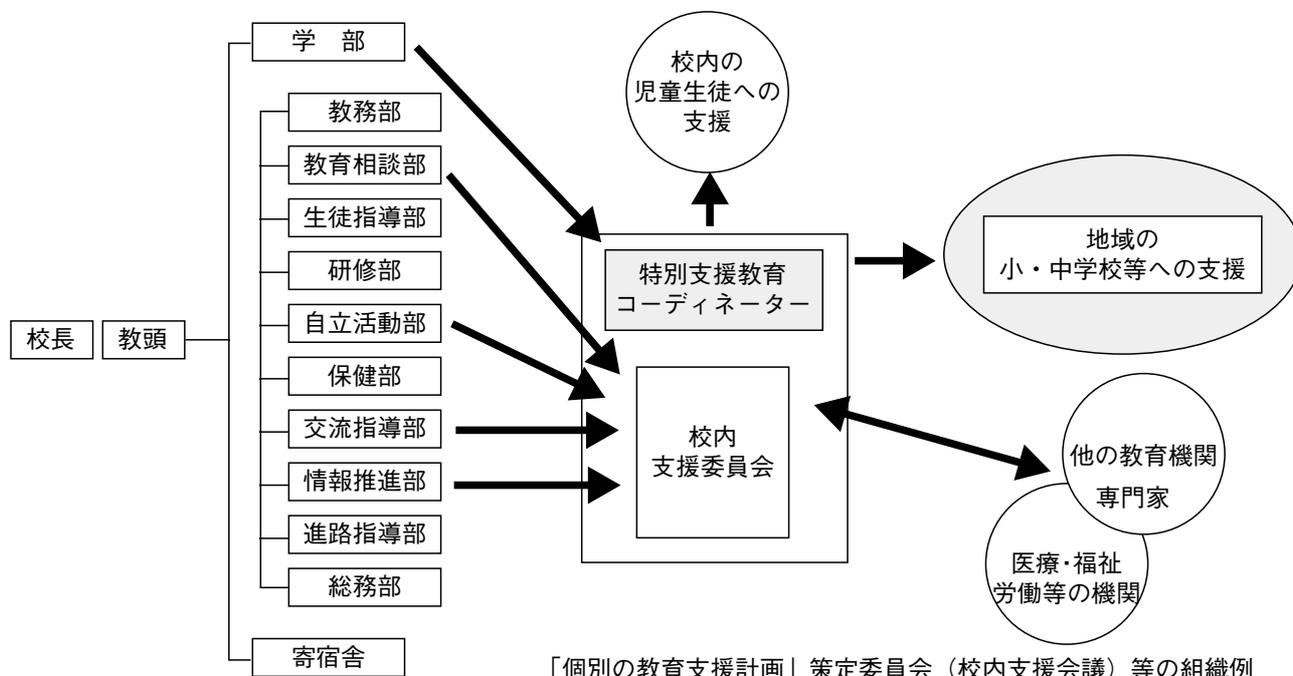
例えば，軽度発達障害に関する知識等について情報が不足している場合があります。様々な支援機器，摂食，医療的ケア等に関する新しい知識や技能が必要です。教職員は，専門性の一層の向上に向けて，常に磨きをかけていかなければなりません。

(6) 個別の教育支援計画を作成しましょう

個別の教育支援計画は、障害のある児童生徒の一人一人のニーズを把握し適切に対応していくという考え方の下、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後までを通じて一貫して的確な支援を行うことを目的としています。この支援は、教育だけでなく、福祉、医療、労働等の様々な側面からの取り組みが必要で、関係する機関との密接な連携が求められます。

特別支援教育コーディネーターは、個別の教育支援計画の策定を推進するための様々な活動を行う必要があります。

個別の教育支援計画を策定するために保護者や校内外の関係者との連絡・調整、福祉、医療、労働等との連携を行うためのネットワーク作り、また、校内においては、「個別の教育支援計画」策定委員会（校内支援委員会）等の組織を運営し機能させることなど、個別の教育支援計画の策定を推進する役割があります。



【個別の教育支援計画の内容】

「個別の教育支援計画」は、障害者基本計画における「個別の支援計画」と同じもので、教育機関が中心となって策定する場合に「個別の教育支援計画」と呼称し、幼稚部段階から高等学校卒業後までをカバーするものです。

その主な内容は、(1)一人一人のニーズの内容、(2)適切な支援の目標と内容、(3)関係者・機関等、評価の実施時期・方法・内容・関与する者、(4)支援の実施結果の評価と改善内容、(5)引継の際の留意事項等が考えられます。

特別支援教育コーディネーターは、担任とともに、本人・保護者より実態やニーズを把握し、福祉、医療、労働等の関係機関等と連携して「個別の教育支援計画」の策定を推進する役割があります。

※ 「個別の教育支援計画」については、「盲・聾・養護学校における「個別の教育支援計画」(全国特殊学校長会)」「ジヤース教育新社」が参考になります。

3. 小・中学校と連携しましょう

今、小・中学校では、校内委員会を設置したり、特別支援教育コーディネーターが指名されたり、LD・ADHD・高機能自閉症等を含む障害のある児童生徒への校内支援体制の整備が進められています。しかし、専門的な知見や具体的な支援を行う人材が必ずしも十分でないことが課題となっている学校も多いようです。

こうした中、地域の小・中学校から盲・聾・養護学校へ求められる支援の期待は少なくありません。

(1) 小・中学校のニーズ応えるために

小・中学校から盲・聾・養護学校へ求められることには、次のようなことがあります。

- ①特殊学級や通級指導教室の児童生徒への指導や教育環境の整備についての助言
- ②通常の学級で学ぶ障害のある児童生徒の指導・配慮についての助言
- ③小・中学校への情報・資料の提供、校内研修での講師招聘等研修の実施に関わる協力
- ④通常の学級に在籍するLD・ADHD等の児童生徒への指導・配慮についての助言

これまで盲・聾・養護学校では、障害のある児童生徒の教育を実践してきました。したがって、特殊学級や通級指導教室での指導や支援についての知識や技能、通常の学級で学ぶ障害のある児童生徒への指導や配慮についての知識や技能については、これまでの知見を活用することができます。

しかし、通常の学級に在籍するLD・ADHD等の児童生徒への指導・支援については、盲・聾・養護学校にとっては新しい分野であるため、必ずしも十分な知見を持っているわけではありません。盲・聾・養護学校では、これまでの知見を生かし、不十分なところは地域のネットワークを活かしながら、具体的な支援を実施することも必要です。また、小・中学校の先生方と協力し、通常の学級での指導に関する実践を積み上げる中で、知識や技能を広げたり高めたりしていくことができるものです。

(2) 目立たないけど信頼感のある存在に

— 相互理解と信頼関係を築くために —

小・中学校と盲・聾・養護学校では児童生徒の教育を行う場という点では共通点も多いのですが、在籍する児童生徒の状況、学校の組織や施設・設備など異なる点も数多くあります。また、盲・聾・養護学校は、都道府県立学校が多く、小・中学校は、区市町村立の学校が多いこともあり、この設置者の違いが、相互の連携の妨げとなる場合があります。一般的には、盲・聾・養護学校と小・中学校の間では、教師相互の交流が少なく、お互いに相手のことがわからないことで、連携がうまくいかない要因となっているようです。

小・中学校の教員にとっては、盲・聾・養護学校から来校する教師がどういう人物かわからないということで、また、特別支援教育自体に負担を感じている場合もあるかもしれません。

こうした場合には、交流や協働での活動を積み上げながら、焦らずゆっくりとお互いを理解し合うようにすることが大切です。

そのために、特別支援教育コーディネーターは、できるだけ交流する機会を設け、コンタクトをとるようにしましょう。それぞれの学校との連携・ネットワークを維持していくためにも必要なことです。

具体的には、次のような取り組みが考えられます。

【合同事例研究会の開催】

それぞれの事例を持ち寄り、事例研究会を行うというのも一つの方法です。

この場合、形式的にならないように工夫が必要です。持ち寄った事例の資料やその内容に焦点化され、それぞれのメンバー同士の相互理解や連携関係が深まらない可能性もあります。

【共同のプロジェクトの開催】

チームワーク作りには、体験型の研修会を共同で企画するなど、創造的なイベントを行うなど、共同のプロジェクトを行ってみるのもよいでしょう。

地域の特別支援教育のネットワークでは、双方の担当者が、それぞれの役割を果たしながら、しかも、その役割をお互いに補い合いながら、より多くの機能を生み出すことが期待されています。

そのためには、日常的な活動を積み上げ、平素より緩やかなチーム作りを通して、協力・協働関係の形成に心がけていくことが大切です。

また、相手先から信頼を得るためには、専門性とそれを説明するスキルが必要になります。専門性については、専門とする障害についてはもちろんですが、他の障害についてもある程度押さえておき、必要がある場合は地域のネットワークを活用しながら他のリソースをコーディネートできる体制作りが必要になります。また、他のリソースを活用する場合には、なぜ、そうするのかなどを小・中学校の先生に説明することが信頼につながります。

小・中学校との連携を進めるために

日常的な活動を積み上げ、平素より、協力・協働関係の形成を心がけていくことが大切です。相手先から信頼を得るためには、専門性とそれを説明するスキルが必要になります。

4. 地域の専門機関と連携しましょう

(1) 盲・聾・養護学校のセンター的機能とコーディネーターの関係

特別支援教育コーディネーターは、児童生徒への支援という目的を達成するために、さまざまな資源を調整、整備する役割を担っています。

特殊教育から特別支援教育への転換の中で、盲・聾・養護学校に与えられた重要な役割の一つは、地域の特別支援教育のセンターとしての役割を果たすということです。

盲・聾・養護学校に期待されるセンター的機能について、平成17年12月に中央教育審議会より公表された「特別支援教育を推進するための制度の在り方について（答申）」では、次のような事柄が示されています。

盲・聾・養護学校に期待されるセンター的機能（例）

1. 小・中学校等の教員への支援機能
2. 特別支援教育等に関する相談・情報提供機能
3. 障害のある児童生徒への指導機能
4. 医療、福祉、労働などの関係機関等との連絡・調整機能
5. 小・中学校等の教員に対する研修協力機能
6. 地域の障害のある児童生徒等への施設設備等の提供機能

盲・聾・養護学校の特別支援教育コーディネーターは、自校に在籍する幼児児童生徒に対する支援機能に加え、このようなセンター的機能を担う中核的存在としても期待されています。そして、このセンター的機能を活用する側として、小・中学校があり、小・中学校の特別支援教育コーディネーターと盲・聾・養護学校の特別支援教育コーディネーターとは、お互いに連携のカウンターパート的な立場に立ち、支援を進めていくことが必要です。

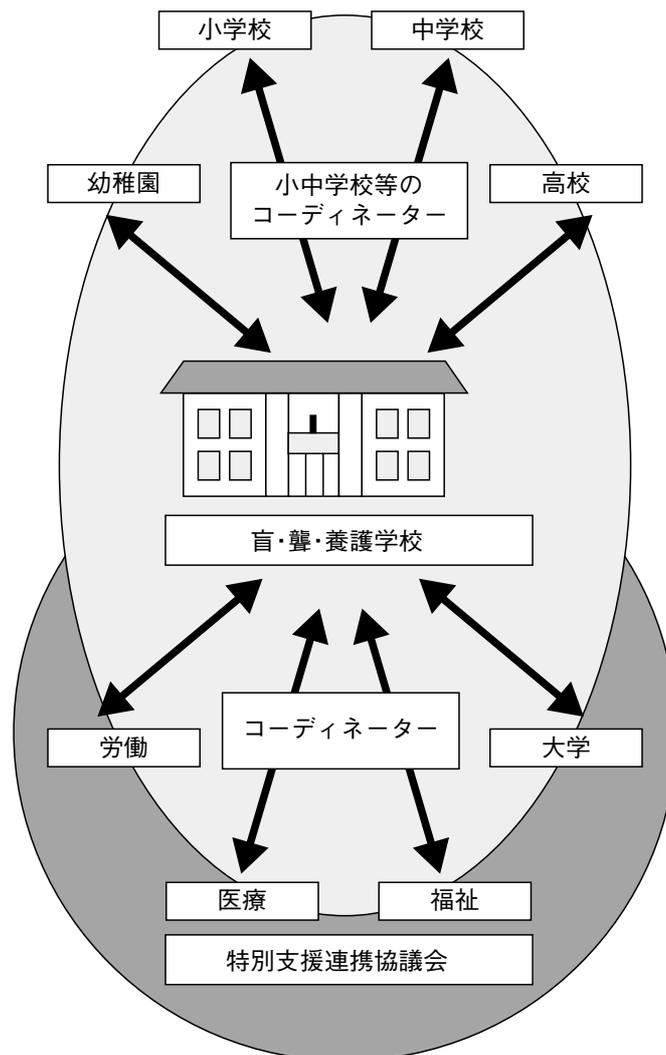
盲・聾・養護学校と小・中学校との連携は

小・中学校の特別支援教育コーディネーターと盲・聾・養護学校の特別支援教育コーディネーターとは、お互いに連携のカウンターパート的な立場に立ち、支援を進めていくことが必要です。

(2) 盲・聾・養護学校の特別支援教育コーディネーターを中心とした 校内外との関係とネットワーク

盲・聾・養護学校の特別支援教育コーディネーターは、自校の児童生徒を含めて、各学校に在籍している配慮の必要な児童生徒の教育的ニーズと、教育・医療・福祉・労働等の関連機関等の地域資源とを結びつける役割があります。また、そのための支援地域の連携ネットワークを新たに構築したり、既存の連携ネットワークの機能を高めるための働きかけを行うことも期待されています。

特別支援教育体制の構想には、一定規模の地域を、必要な教育的支援が提供される「支援地域」としてとらえ、盲・聾・養護学校や小・中学校、医療・福祉機関等の専門機関が連携協力し、地域全体で支援するためのネットワーク作りをする提案もされています。そのため、都道府県においては、教育委員会をはじめ、福祉等関係部局を含めた部局横断型の委員会として、広域特別支援連携協議会を設置し、各支援地域の企画・調整・支援等を行うこととし、また、「支援地域」ごとに、特別支援連携協議会を設置することも考えられています。ここにおいても、盲・聾・養護学校の特別支援教育コーディネーターは連携の担い手として、重要な役割を担ってきます。



支援地域と連携のネットワーク

(3) 地域資源マップを作ろう

特別支援教育コーディネーターは、日ごろから、地域の支援資源の把握を行い、必要に応じて、繋がりを持ち、また、開拓をして、支援資源として活用できるような体制を作っておくと良いでしょう。下に「資源マップの」の一例を示します。この資源マップは、教育、医療、福祉、労働、行政、地域、公共施設関係という区分の中にその名称や担当者、連絡先を記載するようになっていますが、この他に、それぞれの特色や得意分野をメモしていくのも良いと思います。

児童生徒たちのニーズは、それぞれの発達段階や各ライフステージによって違ってきます。したがって、その時々に必要な支援や連携先が変わってきます。柔軟に、またスムーズにコーディネートしたいものです。連携の形態には、人と人との連携、機関と機関の連携、組織と組織の連携、さらにこれらが一体となった連携が考えられます。連携を進めるにあたり、まず一人一人の児童生徒のニーズを把握し、各支援者や機関が情報交換を行い、情報やその理解を共有していくことが大切です。その上で、その児童生徒を中心として、これを取り巻く人の輪を作るようなイメージで協力しながら支援を考えていきます。そして、それぞれの機能と限界を正確に認識して、それぞれの専門的機能が十分に発揮できるように役割分担をすることが重要です。当然のことながら、連携をするということは、個人のプライバシーにかかわる情報を交換したり、共有したりします。個人情報取り扱いには、保護者の事前承認を得る等、十分に留意することが大切です。

